

とくしま障がい者雇用促進行動計画（第6期）

（令和5年度～令和8年度）

令和6年3月
徳島県

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 目指すべき姿 | 1 |
| 3 障がい者の雇用等の現状と課題 | |
| （1）徳島県内の障がい者手帳交付状況 | 2 |
| （2）徳島県の障がい者の職業紹介状況の推移 | 5 |
| （3）徳島県における障がい者雇用状況の推移 | 6 |
| （4）法定雇用率達成企業数（事業所規模別） | 7 |
| （5）障がい者雇用の課題 | 8 |
| 4 行動計画指針 | 9 |
| 5 主要施策 | |
| （1）企業のニーズや障がい特性に応じた多様な職業訓練等の充実 | 10 |
| （2）障がい特性に応じたきめ細かな就労支援の促進 | 11 |
| （3）障がい者雇用促進と生きがいを持って働き続けられる社会づくり | 12 |
| 参考資料 | |
| ○ とくしま障がい者雇用促進憲章 | 13 |
| ○ 徳島県障がい者の雇用の促進等に関する条例 | 14 |
| ○ 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例 | 17 |

1 計画策定の趣旨

この行動計画は、「とくしま障がい者雇用促進憲章※（平成19年12月制定）」に基づき、障がいのある人の雇用の促進を図るための計画です。

計画期間は、令和5年度～令和8年度の4年間とします。

※「とくしま障がい者雇用促進憲章」は、障がい者雇用の促進を目指す県とそれに賛同する県内の有識者、障がい者団体、経済団体等の有志で構成された「とくしま障がい者雇用促進県民会議」が、障がいのある人の「働きたい」という想いを実現するために、個人、地域、事業主及び行政が、取り組むべき指針を示したものです。

※「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。

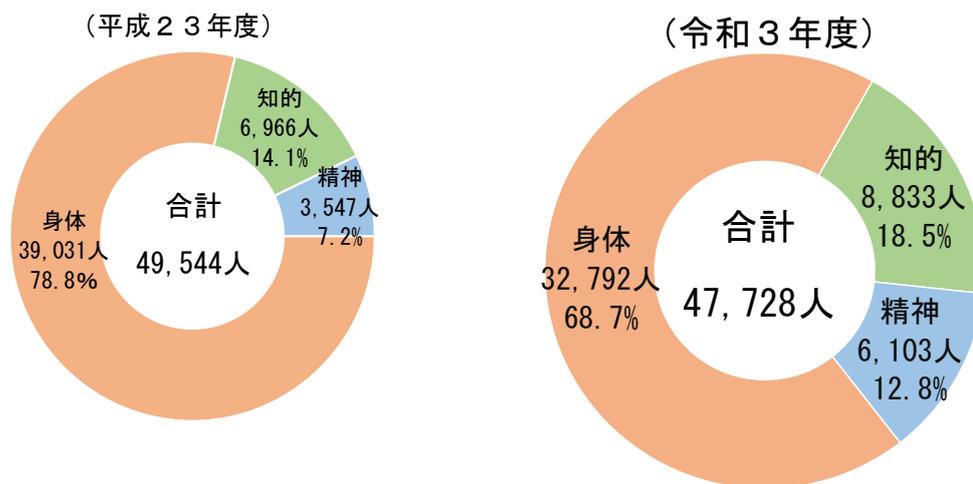
2 目指すべき姿

障がいのある人の働きたいを実現し、いきいきと働き続けることのできる社会を構築します。

3 障がい者の雇用等の現状と課題

(1) 徳島県内の障がい者手帳交付状況（身体、知的、精神）

●障がい者手帳交付者数



(県資料提供)

徳島県の障がい者手帳交付者数は、令和3年度末（令和4年3月31日現在）で47,728人となっており、平成23年度末から令和3年度末までの10年間で1,816人減少しており、約3.7%の減となっています。

平成23年度末から令和3年度末までの10年間で「身体障害者手帳」所持者数は減少していますが、「療育手帳（知的障がい）」「精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）」所持者数は増加しており、特に「精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）」所持者数に限れば、2,556人の増加で約1.7倍となっています。

●身体障害者手帳所持者（年齢別）の推移

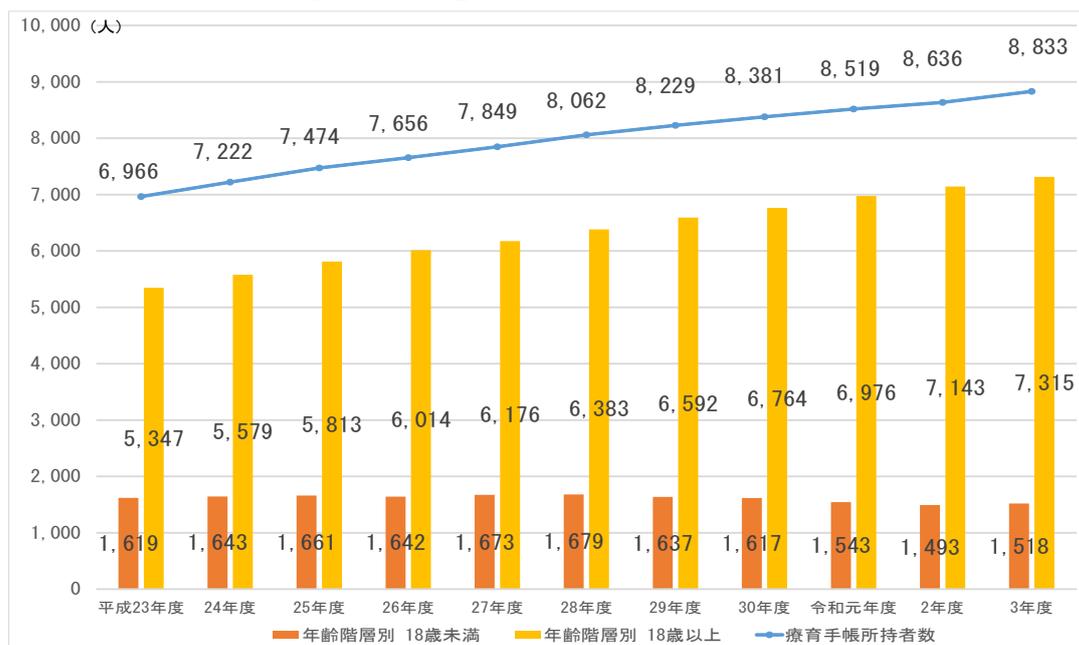


(県資料提供)

徳島県の身体障害者手帳所持者数は、令和3年度末で32,792人となっており、平成24年度末からは毎年減少しています。

年齢別では、全体における「18歳未満」及び「18歳～64歳」の割合が減少しているのに対し、「65歳以上」の割合は増加しており、令和3年度末は25,501人と、全体の約77.8%を占めています。

●療育手帳所持者（年齢別）の推移

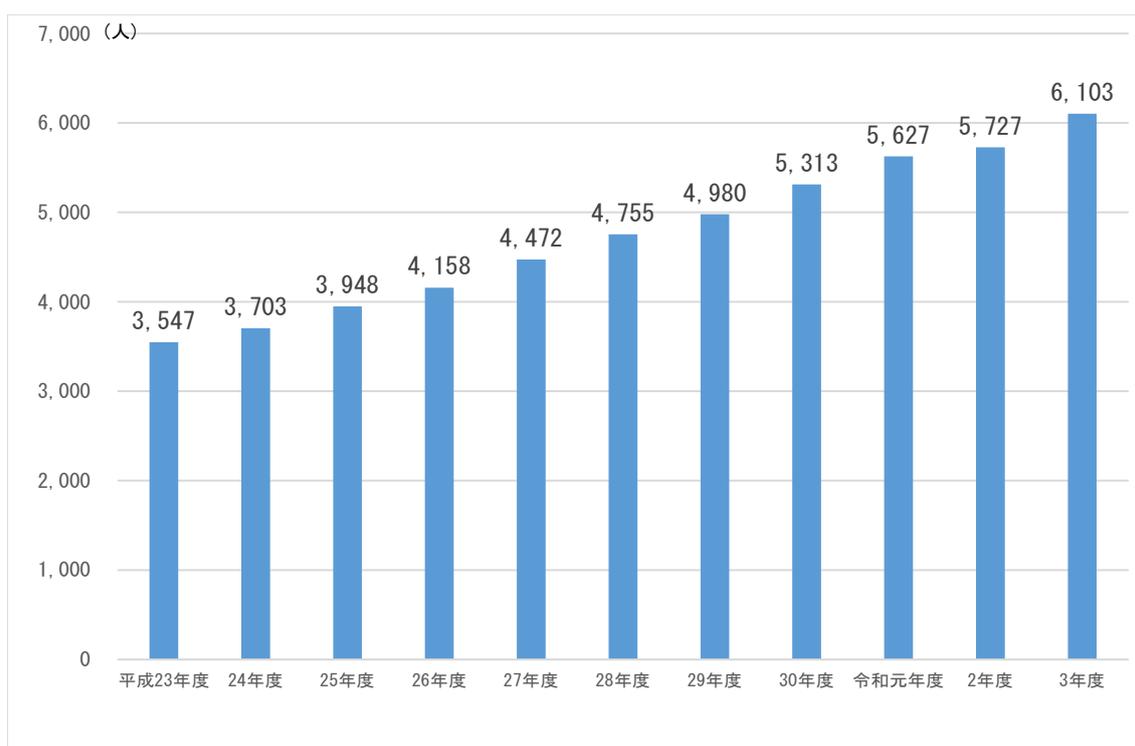


(県資料提供)

徳島県の療育手帳所持者数は、令和3年度末で8,833人となっており、平成23年度末から令和3年度末までの10年間で1,867人、約26.8%増加しています。

また、年齢階層別に見ると、平成23年度末から令和3年度末までの10年間で「18歳未満」は101人、約6.2%減少しており、「18歳以上」は1,968人、約36.8%増加しています。

●精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

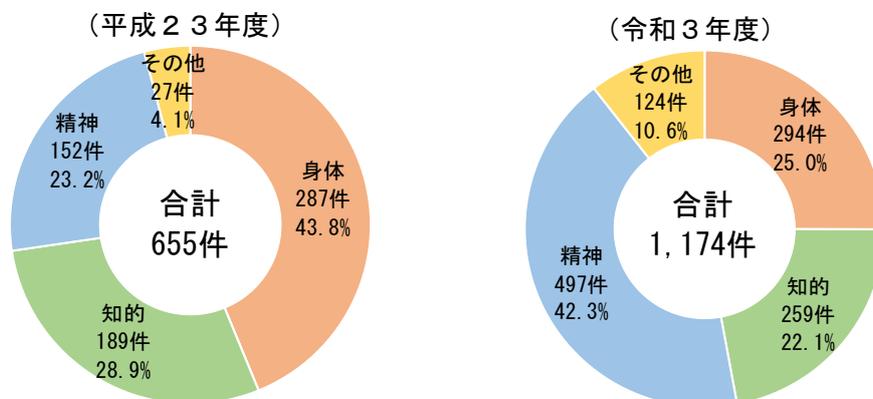


(県資料提供)

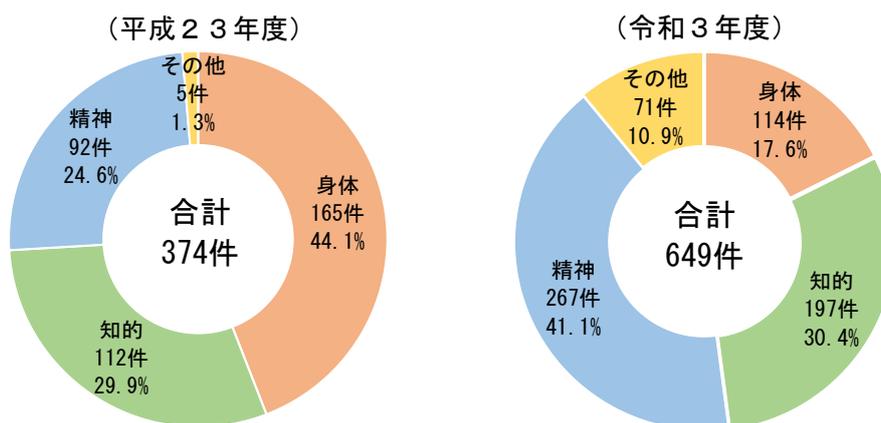
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年度末で6,103人となっており、平成23年度末から令和3年度末までの10年間で2,556人の増加で、約1.7倍となっています。

(2) 徳島県の障がい者の職業紹介状況の推移

●新規求職申込件数



●就職件数



(徳島労働局資料提供)

徳島県のハローワークを通じた障がい者の職業紹介状況は、令和3年度は、「新規求職申込件数」1,174件、「就職件数」649件となっており、平成23年度から令和3年度までの10年間で「新規求職申込件数」は約1.8倍、「就職件数」は約1.7倍となっています。

障がい種別の構成比の変化をしてみると、「新規求職申込件数」については、平成23年度は「身体障がい者」が43.8%、「精神障がい者」が23.2%でしたが、令和3年度は「身体障がい者」が25.0%、「精神障がい者」が42.3%と逆転し、精神障がい者の割合が最も高くなっています。「就職件数」についても同様に、平成23年度には「身体障がい者」の割合が最も高かったものが、令和3年度には「精神障がい者」の割合が最も高くなっています。

(3) 徳島県における障がい者雇用状況の推移

●民間企業における障がい者の雇用数、雇用率の比較 (令和4年6月1日現在)

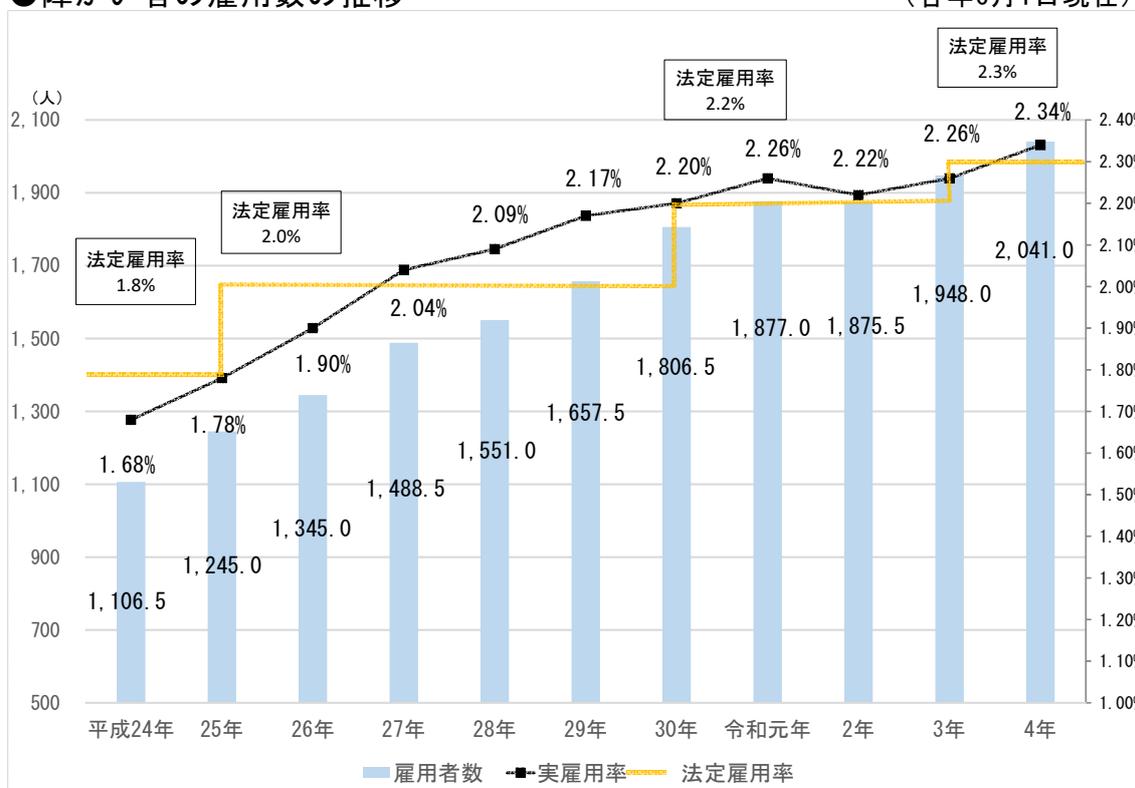
| 区分 | 全国 順位 | 企業数 | 法定雇用障がい者数の算定 基礎となる労働者数 | 障がい者数 | 雇用率 | 法定雇用率 達成企業数 | 法定雇用 率達成企 業の割合 |
|-----|------------|---------------------|--------------------------------|--------------------------|----------------|--------------------|----------------------|
| | | 企業 | 人 | 人 | % | 企業 | % |
| 徳島県 | 27 (31) | 543 (348) | 87,241.0 (65,841.0) | 2,041.0 (1,106.5) | 2.34 (1.68) | 333 (201) | 61.3 (57.8) |
| 全国 | | 107,691 (76,308) | 27,281,606.5 (22,577,527.0) | 613,958.0 (382,363.5) | 2.25 (1.69) | 52,007 (35,694) | 48.3 (46.8) |

() 内は、平成24年6月1日現在

(徳島労働局資料提供)

●障がい者の雇用数の推移

(各年6月1日現在)



(徳島労働局資料提供)

徳島県の民間企業の障がい者雇用状況は、「雇用障がい者数」で令和4年6月1日時点では2,041.0人となっており、平成24年から令和4年までの10年間で934.5人増加し、約1.8倍となっています。

令和4年の「実雇用率」は2.34%となっており、平成24年から令和4年までの10年間で0.66ポイント上昇しています。

注) 短時間労働者は、原則、1人を0.5人としてカウント。

重度身体障害者、重度知的障害者は1人を2人としてカウント。

短時間重度身体障害者、重度知的障害者は1人としてカウント。

(4) 法定雇用率達成企業数 (事業所規模別)

●民間企業における規模別障がい者雇用状況 (令和4年6月1日現在)

| 規模 | 企業数 企業 | 障がい者雇用率 % | 法定雇用率 達成企業の数 企業 | 法定雇用率 達成企業の割合 % |
|--------------------|-----------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| 43.5人以上 100人未満 | 319 | 2.13 | 185 | 58.0 |
| 100人以上 300人未満 | 179 | 2.45 | 120 | 67.0 |
| 300人以上 500人未満 | 30 | 2.30 | 16 | 53.3 |
| 500人以上 1,000人未満 | 6 | 2.46 | 5 | 83.3 |
| 1,000人以上 | 9 | 2.40 | 7 | 77.8 |
| 計 | 543 | 2.34 | 333 | 61.3 |

(徳島労働局資料提供)

●法定雇用率未達成企業の状況 (令和4年6月1日現在)

| 区分 | 法定雇用率 未達成企業 の数 | 不足数 | | | | 障がい者の 数が0人で ある企業数 |
|--------------------|----------------------|----------------|---------------|--------------|--------------|-------------------------|
| | | 0.5人又は 1人 | 1.5人又は 2人 | 2.5人又は 3人 | 3.5人又は 4人 | |
| 規模計 | 210 | 143 (68.1%) | 49 (23.3%) | 12 (5.7%) | 6 (2.9%) | 138 (65.7%) |
| 43.5人以上 100人未満 | 134 (63.8%) | 121 | 13 | | | 117 (87.3%) |
| 100人以上 300人未満 | 59 (28.1%) | 18 | 28 | 10 | 3 | 21 (35.6%) |
| 300人以上 500人未満 | 14 (6.7%) | 4 | 6 | 2 | 2 | 0 (0%) |
| 500人以上 1,000人未満 | 1 (0.5%) | | 1 | | | 0 (0%) |
| 1,000人以上 | 2 (1.0%) | | 1 | | 1 | 0 (0%) |

()内は階級内における構成比

(徳島労働局資料提供)

徳島県内の民間企業における規模別障がい者雇用状況を見ると、法定雇用率未達成企業の中で300人未満規模の企業が大半を占めています。

令和4年の法定雇用率未達成企業は210社で、うち不足数が0.5人又は1人の企業(1人不足企業)は143社と、全体の68.1%を占めています。

また、障がい者を1人も雇用していない企業は138社で、法定雇用率未達成企業全体の65.7%となっています。

(5) 障がい者雇用の課題

- ① 障がいのある人の自立や社会参加のためには、雇用・就業の推進が欠かせません。

時間や場所にとらわれない働き方の創出や個性と能力に応じた業務の提供など、障がいのある人の能力、適性を十分に活かし、その特性に応じて活躍でき、障がいのある人もない人も共に働くことが当たり前の社会の実現に向けて取り組むことが重要です。こうした取組は、労働者が多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」の主要な柱のひとつです。

- ② 「共生社会」の実現に向けて、障がい者雇用に社会全体で取り組むため、障害者雇用率制度が設けられ、事業主には雇用率達成義務が課せられています。障がい者雇用の促進を図り、障がいのある人が活躍できる場の拡大に努める必要があります。

- ③ 県内企業の障がい者雇用状況を見てみると、令和4年6月1日時点で働く障がい者は2,041人とこれまでで最多となり順調に伸びています。また、令和4年6月1日現在の民間企業の実雇用率についても、2.34%と過去最高となっています。

障がい者雇用に今後とも更に促進していくためには、企業のニーズと一般就労を希望する障がいのある人一人ひとりの障がい特性に応じたマッチング、中小企業等を中心とした雇用拡大への支援および地域における福祉施設や教育機関、労働関係機関等とのこれまで以上に連携した取組を行っていくことが必要です。

- ④ 平成30年度からは、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が加わりました。精神障がい者の就職件数は、令和3年度で267件となっており、平成23年度の92件から2.9倍と、10年間で大きく増加しています。精神障がい者は、身体障がい者や知的障がい者と比較して職場定着が困難な傾向にあるため、その特性に応じた業務の切り出しや、事業所内における障がい特性の理解など、職場定着のための職場ぐるみの支援が必要です。

- ⑤ 難病のある人や中途障がい者、高次脳機能障がい者においては、体力面での制約や症状の特性、通院、治療等の必要から、従来の働き方が困難になるケースがあります。このことから、個々の体力や症状等に配慮しながら、テレワークや短時間勤務等を活用し、勤務場所や勤務時間にとらわれない多様で柔軟な働き方を選択できる環境づくりが必要です。

4 行動計画指針

とくしま障がい者雇用促進行動計画は、県民、事業主及び行政等が連携・協力し、県民が一体となって、障がい者雇用の促進に向け、県民運動を展開することを目的とした「とくしま障がい者雇用促進憲章」を指針としており、憲章は、障がい者雇用を促進する原点となっています。

とくしま障がい者雇用促進憲章（一部抜粋）

（１）個人

障がいのある人が生き生きと働ける職場が広がるよう、それぞれの立場で、できることから積極的に行動しましょう。

障がいのある人は、それぞれの能力に応じた、職業的自立をめざしましょう。

（２）地域

地域みんなが交流し、障がいのある人と、ともに働き暮らせる社会をつくりましょう。

（３）事業主

障がいのある人を理解し「できないこと」よりも「できること」を大切にしましょう。

在宅勤務などの多様な働き方を推進し、「働く場」を広げましょう。

（４）行政

雇用・教育・福祉・医療などに関わる国・県・市町村や関係機関は、連携・協力し、障がいのある人の働きやすい環境づくりに取り組むなど、「働き続けたい」を支援します。

5 主要施策

(1) 企業のニーズや障がい特性に応じた多様な職業訓練等の充実 【具体的な取組】

- ① 障がい者職業訓練事業を通して障がいのある人の就職を促進します。
- ② 特別支援学校において、就業先に特化した技能検定を実施し、生徒の就労につなげるためのマナーや技能等を高めるとともに、「就業体験」等の実践的な教育活動の機会拡充を図ります。
- ③ 特別支援学校の生徒の働きたい想いを実現するため、就労への意欲や職業スキルの向上など、一人ひとりのニーズに応じた質の高い就労支援体制の充実を図ります。
- ④ 関係機関等との連携を強化し、障がいのある人に対して、障がい特性に応じた訓練を実施するため、実習先の確保を図ります。
- ⑤ 職業能力の向上を促進し、技能者として社会に参加する自信と意欲を高めるとともに、広く社会の理解と認識を深めるため、全国障害者技能競技大会へ選手を派遣します。
- ⑥ 障がいのある人が公共施設において行う対面販売等の実習機会の拡大を図ります。
- ⑦ 障がいのある人が地域で暮らし、自立した生活を送るため、社会的スキルの習得機会や余暇活動支援としての交流の場を提供します。

〈主要KPI〉

| 成果指標 | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 |
|---|------------------|---------|
| 「障がい者職業訓練事業」における訓練生の就職率 | 42.9% | 60% |
| とくしま特別支援学校技能検定「審査員認定教員」の年間新規認定者数(主査・副査) | 11人 (令和4年度実績) | 12人以上 |
| 障がい者マイスター認定者数(累計) | 27人 | 42人 |

(2) 障がい特性に応じたきめ細かな就労支援の促進

【具体的な取組】

- ① 障害者優先調達推進法に基づく「徳島県障がい者優先調達推進方針」を定め、障がい者就労支援施設からの物品等の調達の推進を図ります。
- ② 就労製品のブランド化を進め、商品力の強化を図るとともに、共同受注窓口を活用し、各施設が協働した受注体制、ネットやイベント等での販売体制、PR 戦略などを確立し、販路拡大を促進することにより、就労移行支援や就労継続支援サービス等の充実強化と障がいのある人の工賃アップを図ります。
- ③ 障がい者就労支援施設の円滑な農林水産業参入を促進し、農福連携等の更なる推進を図るため、県と民間団体からなる「農福連携等推進検討会」を核として障がい者就労支援施設が提供できる労働力と農林水産業者が求める作業とのマッチングや、農業等に関する技術指導の取組を推進することにより、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。
- ④ 就労移行支援事業所等において、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図り、一般就労を促進します。
- ⑤ 障がいのある人の情報格差を解消するための機器等の給付・貸与を実施する市町村を支援します。
- ⑥ 障がいのある人やその関係者に対して、就労に向けた交流やマッチングの場を提供するとともに、特別支援学校の生徒に対しては職場実習や企業との懇談の場を設けるなど、相互理解を深める取組を推進します。
- ⑦ 県民一人ひとりが障がいについての正しい知識と理解を持ち、それぞれの特性に応じた適切な支援を提供することで、その後の就労の幅を広げられることをめざします。
- ⑧ 障がい者の雇用に関する知識や経験を関係機関が相互に情報共有し、連携を強化することにより、支援力の向上をめざします。

〈主要KPI〉

| 成果指標 | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 |
|-----------------------|---------|---------|
| 施設利用者の平均月額工賃全国順位（毎年度） | 第2位 | 第1位 |
| 障がい者の就職件数（ハローワーク） | 649件 | 前年度以上 |
| 福祉施設から一般就労への移行者数 | 60人 | 76人 |

(3) 障がい者雇用促進と生きがいを持って働き続けられる社会づくり
【具体的な取組】

- ① 事業所、関係機関で構成する障がい者雇用促進ネットワークを活用し、地域との連携や課題解決に取り組むことにより、障がいのある人の雇用を促進します。
- ② 障がい者雇用に顕著な実績をあげた企業(団体)や、職場で活躍している障がいのある人に対して、知事表彰を行うとともに、企業に対してはシンボルマークの使用による社会的貢献に対する顕彰を行います。
- ③ 法定雇用率対象外企業を含むあらゆる業種の企業に対して、精神障がい者の受入促進をはじめとした障がい者雇用に関する各種講座の実施や就労支援制度などの周知を図り、活用を促進することにより、さらなる雇用の場の確保をめざします。
- ④ 企業の障がい者雇用の取組について、県が積極的に関係機関と連携を図り、障がいのある人だけでなく、共に働く従業員へも専門相談や情報提供などの支援を行います。
- ⑤ 企業におけるテレワークや短時間勤務の導入など、職場環境の整備推進を通して、障がいのある人が「多様で柔軟な働き方」ができるよう支援します。
- ⑥ 県が率先して障がいのある人を職員に採用するとともに、合理的配慮を行います。
- ⑦ 障がいのある人のスポーツ、芸術文化活動等を支援することにより、社会参加や就労への意欲向上に努めます。
- ⑧ 県ポータルサイト「とくしま障がい者雇用NAV I」を活用し、各種支援制度やイベント情報などを積極的に発信します。
- ⑨ 障がい者理解に関する情報やFAQについて、ホームページ等により、広く県民に周知、広報を行い、障がい者雇用の理解と促進に努めます。
- ⑩ 外見からはわからない障がいや難病など様々な障がい等の理解を深めるためのイベント開催や機関誌の発行など、関係機関と連携し幼少年期からの理解促進に努めます。

〈主要KPI〉

| 成果指標 | 令和3年度実績 | 令和8年度目標 |
|-------------------|-------------|------------|
| 障がい者雇用優良企業表彰数(累計) | 45 事業所 | 53 事業所 |
| 県の機関における実雇用率 | 2.88(2.6)%* | 法定雇用率以上とする |
| 県教育委員会における実雇用率 | 2.64(2.5)%* | 法定雇用率以上とする |
| 民間企業における実雇用率 | 2.34(2.3)%* | 法定雇用率以上とする |

※の数値は令和4年6月1日実績、()内の数値は法定雇用率